

議案第44号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月25日

三朝町長 吉田秀光

平成16年3月25日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例(昭和34年三朝町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定に基づき、次の課を置く。 総務課 税務課 <u>企画財政課</u> 町民課 <u>地域振興課</u> 建設課	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定に基づき、次の課を置く。 総務課 税務課 <u>財務課</u> 町民課 <u>企画観光課</u> <u>農林課</u> 建設課 <u>水道課</u>
第2条 略	第2条 略

